

財 第 26 号
令和 7 年 9 月 5 日

各課（局・室）長様

経営企画部長

令和 8 年度予算編成方針について（通知）

令和 8 年度の予算については、下記により編成することとしたので、白岡市予算規則第 4 条の規定により通知します。

記

1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和 7 年 8 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

また、同年 6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」で、国は、「当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現」と「人口減少下における持続可能な経済社会の構築」を掲げ、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着や地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応に取り組むとしている。本市においても、その動向をしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況

令和 6 年度決算においては、定額減税の補てんである地方特例交付金と市税の合計は、増収となっているものの、扶助費は依然として過去最高を更新するなど社会保障関係経費が増加している。加えて、国際的な原材料価格の上昇や円安に起因する物価上昇の影響などにより、経常経費は増加している。

令和7年5月6日に発生した庁舎火災における財政面の影響としては、復旧・復興に係る本庁舎の設計・工事や庁用器具などを含めた費用全体の把握には時間要することが見込まれている。また、火災保険や特別交付税など歳入においても、先行きが不透明な状況にある。

中長期的な財政見通しとして、歳入においては、篠津北東部地域などの土地利用により固定資産税等の增收を見込む一方、市の人口が減少に転じたことからも、今後の市民税の大幅な増加を見込むことは難しい状況である。また、歳出においては、増加し続ける扶助費に加えて、積極的に推進してきた都市計画道路整備などの大規模事業の影響により今後の公債費の増加が見込まれる。将来の財政推計においても、従前の予算編成では近い将来基金が枯渇することが懸念されており、厳しい財政状況となることが予測される。

3 予算編成の基本的な考え方

令和8年度は、先行きを見通すことが依然として困難な状況ではあるが、既存事業全般にわたりこれまで以上に行財政改革の視点を持って見直しと優先順位付けを徹底し、限られた財源を効率的・効果的に活用することで、庁舎火災からの復旧・復興及びこれからの本市まちづくりに大きく寄与することになる大規模事業を着実に進めていくための予算を編成する。

編成に当たっては、次に掲げる基本的な考え方のもと、事業の目的やねらい、効果などを明確にし、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

- (1) 第6次白岡市総合振興計画で示す目標達成に向けて、基本計画に掲げる重点取組項目である「交通ネットワークの充実」、「農地利活用の促進」の推進及び「行財政改革の推進」を念頭に予算編成に当たること。
- (2) 予算の重点化等を図るため、既存事業の統廃合（複数事業の一本化を含む。）に取り組むとともに、一時的な投資が必要であっても、将来の財政負担の軽減につながる取組は積極的に実施すること。

また、次に掲げる視点を持って、抜本的な見直しを加えるとともに、従来の手法にとらわれない市歳入の増加に結びつく創意工夫を図ること。

- ア 内部事務の精査
- イ 内部事務や事業の集約化
- ウ 運営体制の見直し
- エ 手法の変更・見直し、主体・執行体制の見直し
- オ 委託の仕様内容、需用費等の見直し
- カ 在庫等の有効活用

- キ 公有財産の適正管理・戦略的活用
- ク 執行残（決算額）との比較
- ケ 計画の見直し（平準化）
- コ 国・県・他市基準との比較
- サ 歳入の確保
- シ 社会情勢の変化、目的の達成
- ス 政策・施策の有効性
- セ 公民連携の取組
- ソ データやＩＣＴの活用による業務の効率化
- タ 民営化・委託化
- チ 業務の効率化、働き方の見直し

- (3) 行財政改革方針に掲げる経常収支比率95%を堅持するため、(2)を徹底するほか、将来の実質公債費比率の上昇を見据え、地方債の借入をより計画的に行うこととする。
- (4) 事業構築に当たっては、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスを整え、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果目標を明らかにすること。

4 総括的事項

- (1) 年間総額予算による当初予算編成と補正予算の限定
各事業予算については、年間総額予算として編成し、補正予算は原則として制度改革や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、当初予算で見積り不能なものなどの必要最小限のものに限定すること。
- (2) 事業の見直し
令和6年度の実績及び令和7年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析すること。そして、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。
各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。
- (3) 歳入の確保
歳入見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。
国庫支出金や県支出金を財源とする事業については、国や県の補助制度の

動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させること。

他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県の「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象となる事業は積極的に活用をすること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税の活用など、寄附の受入拡大に向けた取組を図ること。

(4) 人件費の見直し

時間外勤務手当については、令和7年度当初予算額を基本とするので、課内のマネジメントはもとより、DXの推進により不要となった事務について十分な精査を行うほか、既存事業を統廃合するなど、事務の効率化を図り、超過勤務の徹底的な削減に努めること。

(5) 投資的経費の取扱い

事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討し、部内で優先順位付けを行った上で計上すること。また、補助事業、単独事業とともに必要最小限の額を見積もること。補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については、国や県の補助制度が活用できなか確認し、安易に単費での要求としないこと。

(6) 扶助費の取扱い

扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について検討した上で、自己負担額や支給基準等の見直し、廃止を検討すること。

(7) 公共施設の再編を前提とした予算要求

今後、公共施設の再編に向けた実行計画を策定し、公共施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを進めていく予定であり、それまでの間は、原則、施設の新設（更新を含む。）並びに大規模改修及び大規模修繕は行わないものとする。そのため、それ以外の改修又は修繕については、原則、公共施設の機能を維持するのに必要な範囲に限り要求すること。

また、要求に当たっては、必要箇所の優先順位付けを行い、緊急性の高い施設の修繕等を優先させるなど、部内での調整を十分に図り、必要額を見積もること。

(8) 会計年度任用職員制度の活用

職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で、毎年度、業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

(9) 民間活力の活用と連携

複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努めること。

また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分に精査・検討すること。

(10) 団体等に対する補助金

団体等への補助金については、市民の税金等貴重な財源によって賄われ、真に住民の福祉の向上及び利益に寄与し、広く市民のニーズに沿ったものに使用されるべきものである。その活用に当たっては、透明性の確保や説明責任を十分に果たすことが求められる。そのため、団体等において予定する補助対象事業、補助対象経費、補助金の使途について十分に把握した上で必要となる補助金額を要求すること。

また、団体等の決算書等に基づき財務状況を分析し、補助金額以上の繰越金が恒常に発生している場合には、補助金交付の必要性や補助金額の減額を検討すること。

(11) 特別会計等の予算編成

財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めて財政運営の健全性が判断されるため、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。

一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。

5 その他

歳入・歳出における個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和8年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。